**平成２７年（フ）第７５号**
釧路市春採４丁目28番９号　ＣＯＳＭＯＳ203
債務者　根田みゆき
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前11時
釧路地方裁判所

**平成２７年（フ）第５４８１号**
東京都調布市飛田給２丁目44―５―303
債務者　山本　佳代
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２７５号**
静岡市駿河区国吉田２丁目６番67号
債務者　青木　佳子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２８０号**
静岡県藤枝市小石川町４丁目８番４号　ブルーム・ＫⅡ201号、旧住所静岡県藤枝市高柳１丁目19番63―203号　アイフェニックスマスダ
債務者　西村　芳美（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１５５号**
愛知県豊田市吉原町屋敷畠16番地、前住所愛知県豊田市広久手町３丁目４番地　レインボー広久手502号
債務者　城野富士登
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後３時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第２２９９号**
札幌市白石区本郷通７丁目北５番10―202号
破産者　鎌田　邦彦
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９９号**
群馬県太田市大原町2174番地３、開始決定時の住所群馬県太田市藪塚町439番地６
破産者　さんどうこと　山藤　　隆
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第１５６号**
群馬県太田市飯田町741番地２
破産者　大塚　安次
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２５年（フ）第２３２３号**
名古屋市南区泉楽通４丁目３番地の３　スターハイツ泉楽Ｂ304号
破産者　植木　寿憲
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第７４８号**
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目371番地　志染団地15号棟102号、開始決定時の住所神戸市西区桜が丘西町６丁目１番地の13
破産者　鈴木　重数
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３３号**
鳥取県米子市義方町14番２号　101号、前住所鳥取県米子市祇園町２丁目20番地３
破産者　山本　宗平
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第３３３号**
福岡県遠賀郡遠賀町松の本３丁目４番20号セジュールダイヤ１番館202号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目34番11号
破産者　石橋　　泉
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第５０号**
佐賀県佐賀市光１丁目１番14―206号　キープビル西棟
破産者　西村　俊英
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第５９号**
長野県岡谷市長地権現町３丁目１番67号　サンフラワー101、破産手続開始決定時の住所長野県岡谷市長地権現町３丁目２番16号
破産者　今井　　勉
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２６年（フ）第２６３号**
兵庫県伊丹市南町２丁目３番22―404号、前住所兵庫県西宮市戸崎町２番30号
破産者　杉本　金五
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第４８２号**
兵庫県尼崎市若王寺３丁目15番28号おぞのパークハイツＡ―101、前住所大阪府東大阪市楠根１丁目６番30号
破産者　総合建設オダこと　小田　　満
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係